

知的障害（愛の手帳）判定基準表（0歳から6歳までの就学前の子供の場合）

項目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね20から34。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね35から49。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね50から75。
運動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能。	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分。	運動機能の発達が年齢より一般的に未発達。	運動機能の発達はおおむね年齢相応。
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能。	集団的行動がほとんど不可能。	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能性について、右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能。	わずかで不完全な単語だけのため、意思疎通が不可能。	言語が未発達のため、意思疎通が一部不可能。	言語を通しての意思疎通が可能。
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要。	特別の保護が必要。	特別の注意が必要。	健康であり、注意を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要。	部分的介助と常時の監督又は保護が必要。	部分的介助と見守りが必要。	介助や見守りをあまり必要としない。